

「千葉市新庁舎整備事業DB事業者選定アドバイザー業務委託」
 質疑回答

平成30年2月22日現在

No	質問箇所	質問事項	回答	回答日
1	プロポーザル募集要項 P.2「2 参加資格要件」について	応募者が満たすべき参加資格要件のうち、「(3) 技術面の検証を行う者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること」の解釈について、協力会社が技術面の検証を行う場合には、協力会社が当該要件を満たせば良いという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	2/22
2	プロポーザル募集要項 P.5「4 業務提案書等の記載要領」について	「(1) プロポーザル参加表明書」では「協力会社を活用する予定の場合、その会社名及びその協力会社に依頼しようとしている業務内容を明示してください」という記載がございますが、プロポーザル参加表明書を提出した後、業務提案書の提出までに協力会社を追加することは可能でしょうか。	「3(4) 参加表明書の受付」の際に提出する様式第2号には、協力会社の表明が無くても可とします。ただし、「3(7) 業務提案書の受付」の際に提出する様式第2号は、協力会社の記載が必要になります。 また、これに付随して、「3(2)エ 参加資格確認」の通知時期を「3(2)カ ヒアリング通知」と同じ日に改めます。	2/22
3		【以下、余白】		
4				
5				
6				
7				
8				